

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものがあります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

席 番 号	
-------------	--

記入者名（受験者名）

I. 次の1. から15.までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を()内に記入しなさい。

1. 事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

(運輸規則第10条)

(○)

2. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。

(道路運送法第11条)

(○)

3. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第21条)

(○)

4. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から三年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)

(○)

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。(道路運送法第33条)

(○)

6. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。**(道路運送車両法第66条)**
()
7. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。
(道路運送法第38条)
()
8. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。**(道路運送法第22条)**
()
9. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行を計画した日から一年間保存しなければならない。**(運輸規則第28条の2)**
()
10. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。**(道路運送法第27条)**
()
11. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。**(運輸規則第2条)**
()
12. 旅客自動車運送事業者は、日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。**(運輸規則第36条)**
()
13. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。
(道路運送法第36条)
()
14. 整備管理者は、自動車車庫を管理しなければならない。
(道路運送車両法施行規則第32条)
()
15. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。**(運輸規則第48条の3)**
()

II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

- ・国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(キ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。
- ①(イ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の (エ) するおそれがあるものであるとき。
- ②特定の旅客に対し不当な (ケ) 取扱いをするものであるとき。
- ③他の事業者との間に不当な (ク) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 金額	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 優先的
カ. 違反	キ. 期限	ク. 競争	ケ. 差別的	コ. 連携
サ. 条件	シ. 利便を向上	ス. 協議会	セ. 会社個々の	ソ. 適合

III. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、(ソ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局长に速報しなければならない。
- ・(サ) 又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・(ア) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(ウ) 以上の死者を生じたもの
- ・自動車が転覆し、(ケ) し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの

ア. 旅 客	イ. 故 障	ウ. 1 人	エ. 追 突	オ. 1 時間
カ. 5 人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 転 落	コ. 遅 延
サ. 死 者	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 24時間

IV. 次の文中的（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。**(運輸規則第47条の5)**

答. 三 年

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。**(道路運送法第8条)**

答. 五 年

3. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。**(道路運送法第2条)**

答. 有 償

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。**(道路運送車両法第47条)**

答. 保安基準

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。**(道路運送法第29条の3)**

答. 公 表

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 営業区域の拡大 | (○) |
| ② 主たる事務所の位置の変更 | (×) |
| ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 | (×) |
| ④ 役員の変更 | (×) |
| ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 | (○) |

VI. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

- ・旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の場合。次項において同じ。）により（ ケ ）を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに（ ソ ）の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
 - ①道路運送車両法の規定による（ キ ）又はその確認
 - ②運転者に対しては、（ カ ）の有無
 - ③運転者に対しては、疾病、疲労、（ シ ）その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

ア. 自動車の登録	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 事故歴	オ. 運動不足
カ. 酒気帯び	キ. 点検の実施	ク. 教育	ケ. 点呼	コ. 安全な運転
サ. 健康診断	シ. 睡眠不足	ス. 指示	セ. 電話	ソ. 事業用自動車